

出産祝金を支給いたします。

洞爺湖町では、平成27年4月から新生児を出産された家庭の生活の一助として、心ばかりのお祝い金を下記のとおり支給することといたしました。

記

◎申請場所：洞爺湖町役場総務部健康福祉課、温泉支所、洞爺総合支所の各窓口

◎受付時間：役場本庁、温泉支所、洞爺総合支所とも12時～13時までの時間を除く、平日、午前8時45分から午後5時30分まで

◎申請受付時に持参していただくもの

- ・世帯全員の住民票、若しくは、世帯全員の健康保険証
- ・印鑑（認め印で構いません。）

◎支給要件

- ・申請時において、新生児を出産された方又はその配偶者の方が住民基本台帳に記録されてから1年以上経過しており、かつ、居住していること。（申請後、1年経過していないことが判明した場合は、1年経過後、再申請していただいてからの支給となります。）
- ・転出される場合、申請時点で転出予定日を過ぎていないこと。
- ・町税、保育料、住宅使用料、上下水道料金に未納がないこと。

（申請後、未納が判明した場合は、6か月以内に完納していただき、完納後、再申請していただいてからの支給となります。）

裏面もご覧ください

◎出産祝金額

- ・第1子：50,000円
- ・第2子：70,000円
- ・第3子以降1人につき：100,000円

※ 第1子以降の児童区分の判断は、出産日において、現に扶養している18歳以下（当該年齢に達した日（誕生日の前日）以降、最初の3月31日までに限る。）の子の数となります。

※ 双生児若しくは多胎児の場合の児童区分は、出産した順番となります。

◎祝金の支給

- ・祝金の支給は、上記出産祝金額に相当する洞爺湖町振興券の交付をもって支給いたします。
- ・使用期限は交付された日から1年間となります。
- ・利用可能店舗等は、振興券交付時にお知らせいたします。

【申請方法・支給に関する問い合わせ先】

○洞爺湖町役場 総務部健康福祉課 福祉・高齢者グループ

電話：0142-74-3001